

公益財団法人笹川スポーツ財団 公益目的事業基金規程

平成25年3月21日

規程 第24号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団定款第4条第1項第1号から第4号までに掲げる事業を適正かつ円滑に運営するため、公益目的事業基金(以下「基金」という。)を設けることとし、その運営に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるための資金をいう。

(2) 特定資産取得・改良資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

(3) 特定費用準備資金等

上記各号を総称する。

(設定)

第3条 この基金は、公益財団法人笹川スポーツ財団経理規程(平成23年4月6日 規程第5号)第32条に定める特定目的の資産とし、勘定科目を固定資産の特定資産に設定する。

2 第1項の資産は、特定費用準備資金もしくは特定資産取得・改良資金として保有するものとする。

3 当該特定費用準備資金等の取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

(資産の範囲)

第4条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産

(2) 寄附者から基金とすることを指定して寄附された財産

(特定費用準備資金の承認手続き)

第5条 この基金を特定費用準備資金として保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- (1) 資金の名称
- (2) 将来の特定の活動の名称
- (3) 将来の特定の活動の内容
- (4) 計画期間
- (5) 活動の実施予定時期
- (6) 積立額及び算定根拠

2 理事会は、前項各号の提示を受け、次の各号の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の承認手続き)

第6条 この基金を特定資産取得・改良資金として保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- (1) 資金の名称
- (2) 対象となる資産の名称
- (3) 目的
- (4) 計画期間
- (5) 資産の取得又は改良等の予定時期
- (6) 資産の取得又は改良等に必要最低額及び算定根拠

2 理事会は、前項各号の提示を受け、次の各号の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産の取得又は改良等に必要最低額が合理的に算出されていること。

(管理及び取崩等)

第7条 この基金は、貸借対照表及び財産目録上に名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

2 前項の基金は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、特定費用準備資金として保有している基金について、目的外の取り崩し、

積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更をする場合には、理事会の承認を得なければならない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、特定資産取得・改良資金として保有している基金について、目的外の取り崩し、積立計画の中止、資産取得又は改良等に必要な最低額及び積立期間の変更をする場合には、理事会の承認を得なければならない。

(運用)

第8条 基金の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところとする。

- 2 基金により生ずる利息は、基金に受け入れないものとする。

(公表)

第9条 資金の取り崩しに係る手続き並びに、特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産の取得又は改良等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第8条第4項の規定により、書類を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(経理処理)

第10条 特定費用準備資金等については、認定法施行規則各条文の定めに基づき経理処理を行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補足)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則(平成25年3月21日 規程第24号)

この規程は、平成25年3月21日から施行する。